

令和 8 年度水質検査計画

1 はじめに

滑川市が管理している上水道の水質の安全性を確保するため、水道法施行規則第 15 条第 6 項に基づき、令和 8 年度水質検査計画を以下のとおり定める。

2 基本方針

安全かつ清浄な水道水の供給を確保するために定期及び臨時の水質検査を行う。

3 水道の概要

(1) 水道の名称

滑川市上水道

(2) 水源の種類等

自己水源

・水源の種類 第 1 水源 浅井戸（深さ 20 m）外 12 水源 深井戸（深さ 30 m～150 m）

・水源の所在地 滑川市大浦地内外

(3) 施設の概要

滑川市上水道は、市内全域に給水しています。

施設の概要は表のとおりです。

水源名	取水地点	水源種別	滅菌場所	配水地	送水箇所	給水地区
第 1 水源	滑川市大浦地内	伏流水	高区着水井	高区配水地		浜加積地区
第 2 水源	滑川市大浦地内	深井戸				早月加積地区
第 14 水源	滑川市大浦地内	深井戸				
第 4 水源	滑川市杉本地内	深井戸			下大浦配水地 大日室山配水地 東加積高区配水地	東加積地区
第 8 水源	滑川市大浦地内	深井戸				
第 13 水源	滑川市杉本地内	深井戸				東福寺野配水地
第 5 水源	滑川市栗山地内	深井戸	横道配水地	横道配水地		旧町部地区
第 7 水源	滑川市横道地内	深井戸				西加積地区
第 9 水源	滑川市栗山地内	深井戸				中加積地区
第 10 水源	滑川市栗山地内	深井戸				北加積地区
第 11 水源	滑川市中野島地内	深井戸				
第 12 水源	滑川市二塚地内	深井戸				
蓑輪水源	滑川市蓑輪地内	深井戸	蓑輪水源地	蓑輪配水地		蓑輪地区

* 滅菌場所では次亜塩素酸ナトリウムにより消毒しています。

4 水質管理上の問題点

原水の水質は、いたって良好な状態であり、浄水についても水質基準値を大幅に下回っている。

なお、クリプトスポリジウム対策として第1水源は、指標菌検査を毎月、クリプトスポリジウム等の検査を年4回実施する。その他の12水源は、指標菌検査を年4回実施し、水質の安全を確保する。

5 水質検査項目等

(1) 水質検査項目を行う項目

ア 毎日検査

- (ア) 検査項目 色、濁り、消毒の残留効果
- (イ) 採水の場所 寺家小学校、早月加積幼稚園、東加積小学校、東金屋公民館、田林公民館、小森集会所、大日室山公民館、菟輪公民館、上大浦公民館の給水栓
- (ウ) 検査の回数 1日1回
- (エ) (ウ) の理由 水道法施行規則第15条第1項の規定による
- (オ) 検査実施者 上下水道課職員

イ 定期の水質検査

- (ア) 検査項目 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する項目
- (イ) 採水の場所 寺家小学校、早月加積幼稚園、東加積小学校、東金屋公民館、田林公民館、小森集会所、大日室山公民館、菟輪公民館、上大浦公民館の給水栓
- (ウ) 検査の回数 別表のとおり
- (エ) (ウ) の理由 水質検査頻度の省略を行う項目の根拠は別表のとおり
- (オ) 検査機関 水道法第20条第3項の規程により環境大臣の登録を受けた検査機関に委託する。（なお、検査機関は令和8年4月に速やかに入札を行い決定する。）

ウ 原水の水質検査

- (ア) 検査項目 水質基準項目から、消毒副生成物11項目（総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド）、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール及び味を除く38項目
指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）
クリプトスポリジウム等
- (イ) 採水の場所 塩素処理を行う前の水（採水ドレインから採水）

- (ウ) 検査の回数 水質基準項目は、年 1 回(7 月)
指標菌は、年 1 2 回(第 1 水源：毎月)
年 4 回(外 12 水源：4, 7, 10, 1 月)
クリプトスポリジウム等は、年 4 回(第 1 水源：4, 7, 10, 1 月)
- (エ)(ウ)の理由 国土交通省通知に準じる
- (オ) 検査機関 水道法第 20 条第 3 項の規程により環境大臣の登録を受けた検査機関に委託する。(なお、検査機関は令和 8 年 4 月に速やかに入札を行い決定する。)

エ 臨時の水質検査

水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、イに準じて、臨時の水質検査を行う。

- (ア) 水源の水質が著しく悪化したとき
 - (イ) 水源に異常があったとき
 - (ウ) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
 - (エ) 浄水過程に異常があったとき
 - (オ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
 - (カ) その他特に必要があると認められるとき
- (2) 水質検査を委託する場合における当該委託の内容

ア 委託の範囲

- (ア) 具体的な検査項目、頻度
別表に掲げる定期の検査項目、回数すべて
- (イ) 試料の採取及び運搬方法
上下水道課職員が採水し、受託者が運搬を行う(原則採水後 8 時間以内に引き渡す)
- (ウ) 臨時検査の取扱い
上下水道課と受託者で協議の上、検査項目・回数を決定する

イ 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査結果について、水質検査の結果の根拠となる資料(検量線、クロマトグラム並びに濃度計算書等)を確認する。

6 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

(1) 水質検査結果の評価に関する事項

水質検査結果については、検査の都度、基準値超過がないか確認する。

(2) 水質検査計画の見直しに関する事項

水質検査計画の内容については、毎年 3 月に見直しを行う。

特に、年度内に得られた水質検査結果を踏まえ、次年度の定期の水質検査に係る検査頻度について見直しをする。

(3) 水質検査の精度・信頼性保証に関する事項

水質検査を委託している水質検査機関において精度管理がなされているか1年に1回確認を行う。

(4) 関係者との連携に関する事項等

水質汚染事故などが発生した場合には、富山県中部厚生センターに通報した上で、連携して迅速に対策を講じる。

別表 定期の水質検査項目、回数等

番号	項目	浄水				原水	浄水の検査回数の 設定理由
		1ヶ月に1回 (毎月)	3ヶ月に1回 (4, 7, 10, 1月)	1年に1回 (4月)	3年に1回 (R10年度)	1年に1回 (7月)	
1	一般細菌	○				○	検査回数の減不可項目
2	大腸菌	○				○	検査回数の減不可項目
3	カドミウム及びその化合物				○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
4	水銀及びその化合物				○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
5	セレン及びその化合物				○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
6	鉛及びその化合物		注①② ○	注③ ○	○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
7	ヒ素及びその化合物			注② ○	○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
8	六価クロム化合物				○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
9	亜硝酸態窒素				○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○	検査回数の減不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
12	フッ素及びその化合物				○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
13	ホウ素及びその化合物				○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
14	四塩化炭素				○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
15	1,4-ジオキサン				○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
17	ジクロロメタン				○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下

18	テトラクロロエチレン				○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
19	トリクロロエチレン				○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
20	P F O S 及び P F O A		○			○	規則の頻度
21	ベンゼン				○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
22	塩素酸		○				検査回数の減不可項目
23	クロロ酢酸		○				検査回数の減不可項目
24	クロロホルム		○				検査回数の減不可項目
25	ジクロロ酢酸		○				検査回数の減不可項目
26	ジブロモクロロメタン		○				検査回数の減不可項目
27	臭素酸		○				検査回数の減不可項目
28	総トリハロメタン		○				検査回数の減不可項目
29	トリクロロ酢酸		○				検査回数の減不可項目
30	ブロモジクロロメタン		○				検査回数の減不可項目
31	ブロモホルム		○				検査回数の減不可項目
32	ホルムアルデヒド		○				検査回数の減不可項目
33	亜鉛及びその化合物				○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
34	アルミニウム及びその化合物				○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
35	鉄及びその化合物	○				○	検査回数の減不可項目(県指導)
36	銅及びその化合物				○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
37	ナトリウム及びその化合物				○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
38	マンガン及びその化合物				○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
39	塩化物イオン	○				○	検査回数の減不可項目
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○				○	検査回数の減不可項目(県指導)

41	蒸発残留物			○		○	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下	
42	陰イオン界面活性剤					○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
43	ジオスミン							藻類の発生時期がないので検査不要
44	2-メチルイソボルネオール							藻類の発生時期がないので検査不要
45	非イオン界面活性剤					○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
46	フェノール類					○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○					○	検査回数の減不可項目
48	pH値	○					○	検査回数の減不可項目
49	味	○						検査回数の減不可項目
50	臭気	○					○	検査回数の減不可項目
51	色度	○					○	検査回数の減不可項目
52	濁度	○					○	検査回数の減不可項目
	項目数合計	11	13	1	25	38		

- 注：①大日室山公民館の鉛及びその化合物の過去3年間の検査結果が基準の1/5超過のため、概ね3ヶ月に1回以上検査を実施する。
- ②蓑輪公民館の鉛及びその化合物の過去3年間の検査結果が基準の1/5超過のため、概ね3ヶ月に1回以上検査を実施する。また、ヒ素及びその化合物は、過去3年間の検査結果が基準の1/5以下のため、概ね1年に1回以上検査を実施する。
- ③田林公民館の鉛及びその化合物の過去3年間の検査結果が基準の1/5以下のため、概ね1年に1回以上検査を実施する。